



### **Wouter Lauwers**

Wouter has more than 25 years of experience in corporate and commercial law and M&A. For well over a decade, Wouter has been a member of the Global Japanese Practice, which he co-heads for KPMG Belgium and he is a permanent member of the KPMG EMA GJP Steering Committee.

Wouter serves a large number of Japanese clients active in a wide variety of industries and sectors such as chemicals, biomedics, automotive, airconditioning industry, pharmacy, internet and telecommunication, steel and aluminum industry, semi-conductor industry, transport.



Law

# The B2B Legislation:

The Law of 4 April 2019

# イントロダクション：2019年4月4日施行のB2B 法



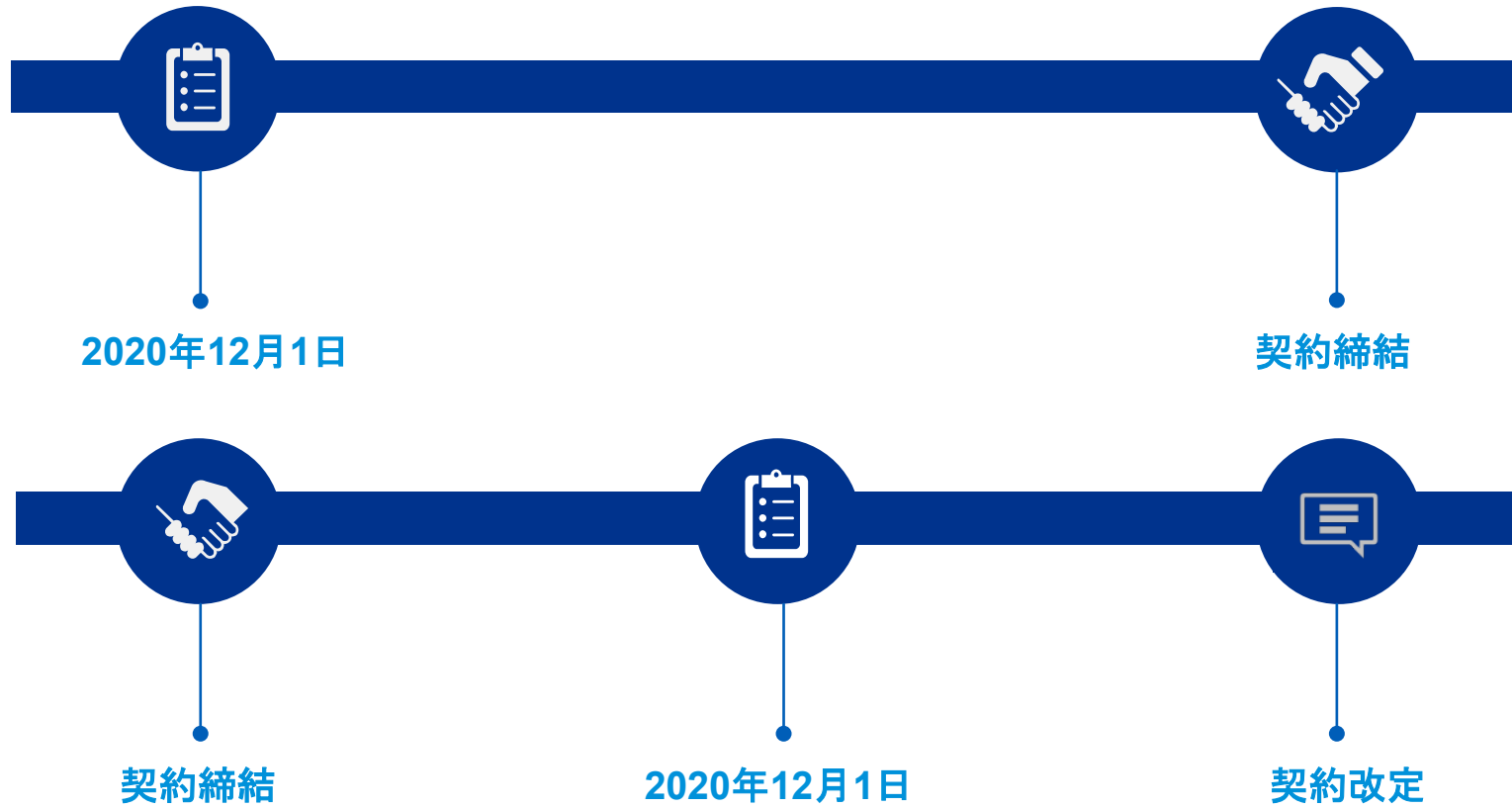


# (Unfair) Contractual Terms : scope

# (不公正な) 契約条件: 対象範囲

- 企業間取引における契約 (B2B, “企業間契約”)
- 全ての営利活動を対象
  - 事業体とは:
    - 持続的に経済的利益とその関連業務に従事する全ての自然人または法人
  - 規模に関わらず対象となる(小規模事業主も対象となる)
- 以下を除くすべての (タイプの) 契約:
  - 財務関連サービス
  - 公共調達それらに付随する契約

# (不公正な) 契約条件: 施行と結果





# Contractual Terms : the general principle

# 契約条件：一般原則

透明性の原則：  
ビジネス契約は明確で理解し  
やすいものである必要がある





# 契約条件：透明性の原則

- 企業間の契約は明確かつ疑義の無い記載で締結されなければならない
- 契約のいわゆる「コアターム」（契約目的に関連する条項）にも適用される。
- 2つの側面:
  - 契約条項に関する情報義務
  - 契約内容：明確かつ疑義の無い記載
- 制裁措置:
  - 契約無効
  - 不法行為責任(契約前責任含む)
  - 条文解釈規定



# Unfair (contractual) Terms

# 不公正な条項：概要



# 不公正な条項：一般的な規範及び原則



# 不公正な条項：キャッチオールによる補完規制

- 不公正であるが故に禁止されている行為とは、
  - それ自体、または1つ以上の他の用語と組み合わせて契約当事者の権利と義務の間に明白な不均衡を生み出す全ての用語または文節のこと
- 本法令は、あくまでも「法的」不均衡を禁止しており、
  - (経済的中核、価格及び相互負担債務額等の)「経済的」不均衡では無い

# 不公正な条項



# 不公正な条項：ブラックリスト (art. VI. 91/4 CEL)

禁止されている不公正な条項は以下の通り:

- 1) 事業者のによる履行義務が当該事業者の意志にのみ依存する一方で、相手方には取消不能な履行義務を課す条項
- 2) いずれかの当事者に、契約に係る任意の条項を解釈するための一方的権利を付与する条項
- 3) 紛争が発生した場合に、相手方に何らかの手段を放棄するか、事業者への弁済を義務付ける条項
- 4) 契約締結前に当事者が知りえなかった条件に関する知識または受容を、反証できない形で成立させる条項

ブラックリストに係る条項は、条件に関わらず常に無効である

# 不公正な条項：事例



“ [X]は、[Y]の独自の裁量により、 [X]の使用量が異常に高いと見なされた場合、2.500ユーロの保証を支払う必要がある”



“[X]は、定期的確認に基づき、使用量が対前年比で時間枠の2倍以上である場合、2.500ユーロの保証を支払う必要がある”



# 不公正な条項：事例



“納期が遅延した場合は、買い手は売り手に対する全ての支払を一方的に中断する”



“両当事者は、配送条件はあくまでも目安であり、拘束力を持たないことに同意する。配達遅延が売り手の故意または重過失によって引き起こされた場合を除き、売り手は責任を負わない”

# 不公正な条項：グレーリスト



# 不公正な条項：グレーリスト (art. VI. 91/5 CEL)

反証が無い限り、以下の行為は禁止すべき不公正と推定される

- 1) 正当な理由無く、契約の価格、特性、または条件を一方的に変更する権利を当事者に与える事
- 2) 当事者が信頼できる証拠獲得の手段を制限する事
- 3) 契約期間に影響する以下の内容を記す事：
  - 合理的な通知期間を提供せずに、有期契約を暗黙的に延長または更新する条件
  - 合理的な通知期間を提供せずに、当事者を拘束する条件
- 4) 反対取引無くそのリスクが通常他の当事者または契約の他の当事者によって負担される場合に、その当事者に経済的リスクを課す事
- 5) 契約上の義務のいずれかについて、他の事業体による全体的または共有された不履行または欠陥がある場合に、一方の当事者の法的権利を不適切に除外または制限する事
- 6) 不可抗力の場合を除き、契約の主題である本質的な義務の不履行について、故意の違法行為、その重大な過失、またはその従業員の過失に対する責任から当事者を免除する事
- 7) 相手方の義務の不履行または履行の遅延が発生した場合、相手方が被る可能性のある損害に対して明らかに不釣り合いな損害額を請求する事

# 不公正な条項：グレーリスト (art. VI. 91/5 CEL)

## 反対証拠：

- 当事者の権利と義務の間に明示的な不均衡が無い事
- 法的評価が契約締結時に具体的に実行されている事
- 契約の特定の結果を考慮に入れる事
- また、以下の事項を考慮に入れて判断：
  - 商品またはサービスの特性
  - セクター
  - 商慣行
  - 契約全体の文脈と商業的關係性

# 不公正な条項：事例



“売り手が書面で正当化したと認められた場合に限り、係争中の部分に係る支払義務を停止することができる”



“買い手による申し立ては、係争中の部分の範囲内でのみ支払義務を一時停止することができる”

# 不公正な条項：事例



“当事者間の契約期間は5年とする。[X]によって正当かつ適時に終了されない限り、当該契約期間は自動的に1年延長される”



“当事者間の契約期間は5年とする。[X]によって契約満了日の1か月前に通知のうえ終了されない限り、契約期間は自動的に1年延長される”

# 不公正な条項 対応上のコツ

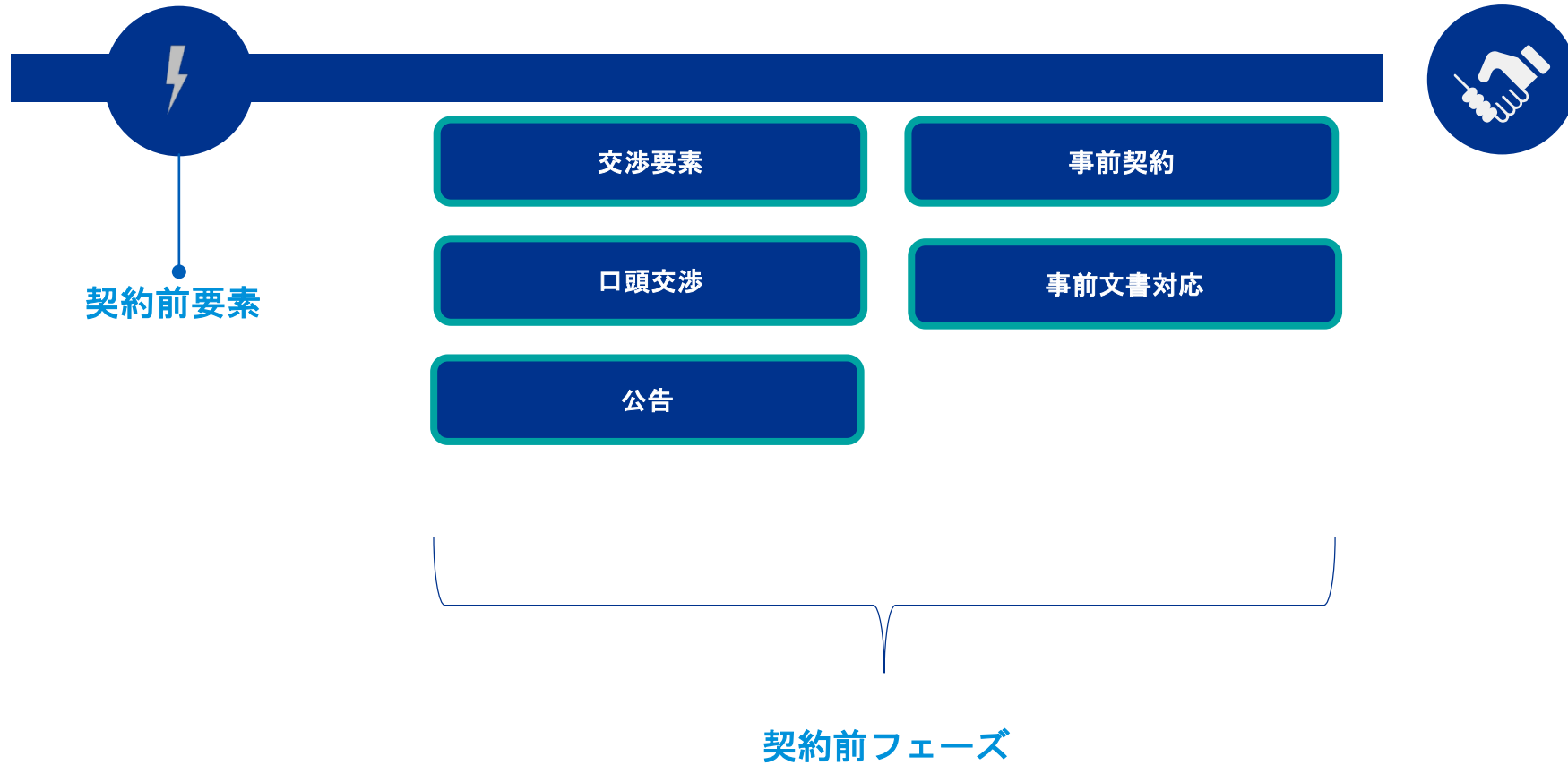


tips & tricks

- 契約前の交渉や設定にも十分に注意
- 契約書前文による契約対象の明確化
- 追加的一般条項（ボイラープレート）
- 分割可能条項
- 適用法の確認



# 不公正な条項: 契約前における要素



## 完全合意条項

\* 契約の対象事項について、契約締結に先行する交渉過程での口約束や議事録、覚書などがあったとしても、それらは効力を持たないなどとするので、契約から生ずる問題について、契約書以外の関連する合意や書面が影響することを排除するための条項



# 不公正な条項:一般条項（ボイラープレート条項）



ボイラープレート条項

“各条項は、両当事者の意志を真に反映しており、両当事者の権利と義務の間に明白な不均衡を生じさせるものではない”

# 不公正な条項: 分離可能条項



## 分離可能条項

“契約条件の1つ以上の条項が部分的または完全に無効または履行不能である場合であっても、これ（ら）は他の条項または条項の無効では無い部分の合法性または履行可能性に影響を与えず強制力を発生させない。

履行不能な場合は、各当事者は誠意を持って交渉し、条項の無効または履行不能な部分を、契約当初の目標と範囲に可能な限り近い形で合法かつ履行可能な条項に置き換えるよう努力する事とする”

# 不公正な条項：適用法条項



現在の契約およびその結果として締結される契約の存在、有効性、解釈、履行および非履行、または遅延または欠陥のある履行、強制力または終了は、[x]法に対して適用される。



- 同一的規則 (オランダ語, フランス語、及びドイツ語)
- 特定の強制法規 (契約条件法令?)



# Distressed M&A

# アジェンダ



債務的に問題のある企業  
の M&A



# 財務的に問題がある企業のM&A

De Standaard Meest recent Binnenland Coronacrisis Meer ▼

HOME > BIZ > ECONOMIE

 economisch nieuws

## VanHaren neemt 40 Brantano-winkels over, geen overname van personeel

11/09/2020 om 11:21 door evg, pdd, ast

3°C 34km 1.02%

**OVERZICHT ECONOMIE EN GELD**

- ECONOMIE
- MIJN GELD
- FINANCIËLE MARKTEN



De Standaard Meest recent Binnenland Coronacrisis Meer ▼

ONDEKZOEK

## Een op de drie bedrijven komt in ademnood

Zowat 103.000 bedrijven die vóór de coronacrisis nog gezond waren, staat het water aan de lippen. Dat zijn er volgens het VBO 20.000 meer dan in september. Daardoor dreigen de komende jaren tot 50.000 faillissementen.

Stijn Decock  
Dinsdag 26 januari 2021 om 3:25 uur



Het weggevallene toerisme doet niet alleen de grote touroperators pijn, maar ook de kleinere toeleveranciers, zoals de chocolatiërs en de koetsiers in Brugge. © Fred Debrock

DINSDAG 26 JANUARI 21:02:25

# Business AM

powered by Newsweek

NL ▼

## E5 Mode voor tweede keer dit jaar op rand van faillissement

**BUSINESS** 21/11/2020 2 min lezen door Ruben Van Lent

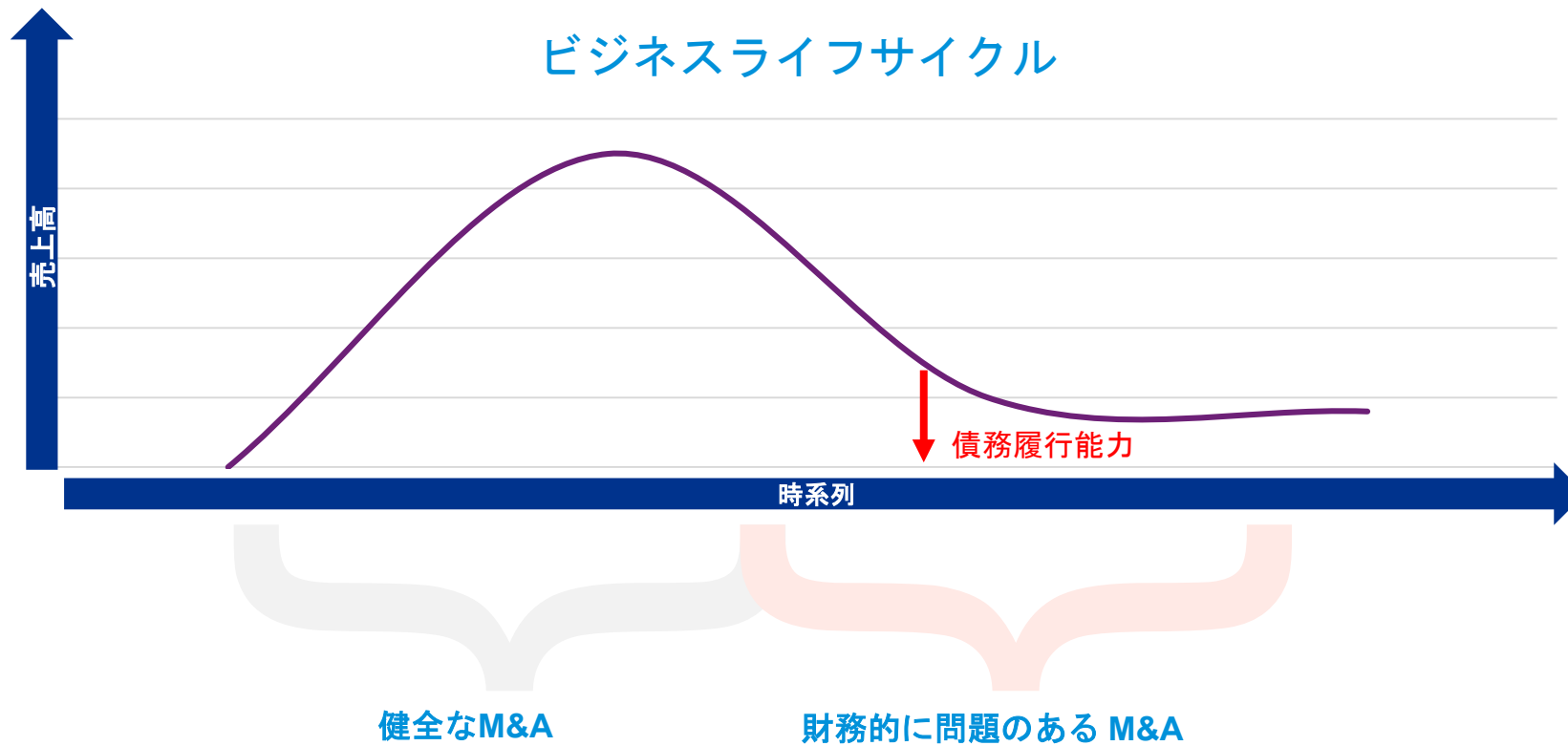


Stefan Grommen  
Update ma 08 jun 2020 11:17  
ma 08 jun 2020 09:59

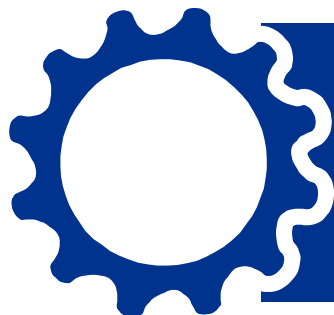
## Swissport vraagt faillissement aan voor bagage- en schoonmaakpoot op Brussels Airport: 1.500 banen op de tocht

Me

# 財務的に問題がある企業のM&A

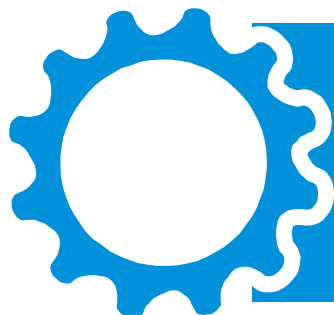
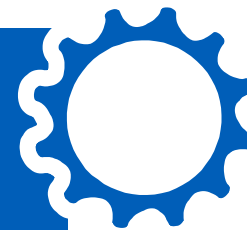


# 財務的に問題がある企業のM&A



通常のM&A プロセス

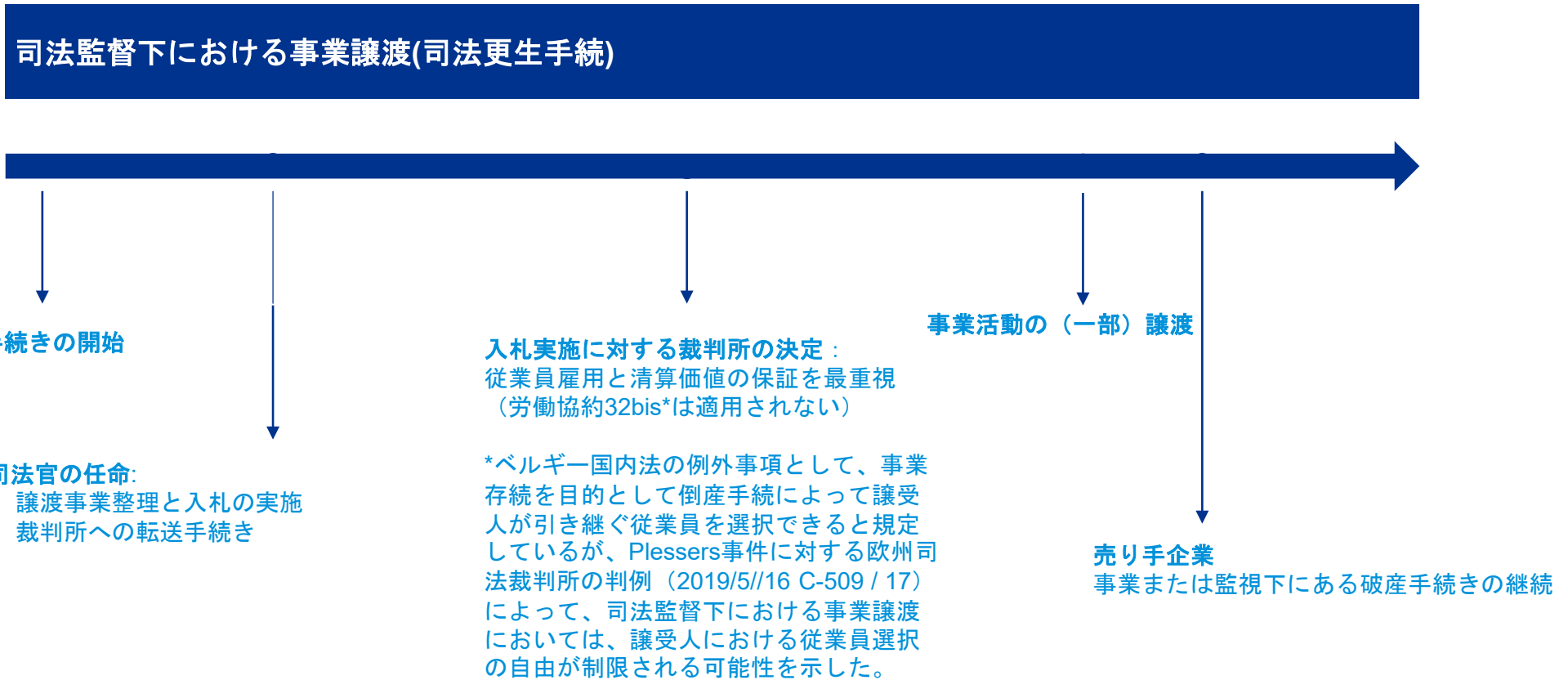
司法当局化における事業譲渡  
(司法構成)



倒産手続企業のM&A



# 財務的に問題のある企業のM&A



# 財務的に問題のある企業のM&A

## 破産手続中企業の取得(手続)

### 破産及び譲受人の任命

- 破産手続は、資産の清算及び債権者間における手続きの分散化を目的とする

裁判所の監督の下、譲受人は資産を売却

裁判所が合意した場合、継続企業の原則に基づき、譲受人は対象事業をアセットディールによって直接売却できる

注意点：

- 売主への表面保証や損失補償の実効性が（ほぼ）無い
- 事業は現在の処分価格でのみ売却可能
- リースや知的財産等は、特殊な手順に則って譲渡される必要がある

資産は債務が残らない様に売却

破産手続きの完了



## **Wouter Lauwers**

Partner  
KPMG Law  
+32 2 708 38 68  
[wlauwers@kpmglaw.be](mailto:wlauwers@kpmglaw.be)